

# メンタルヘルス不調者をめぐる労務管理の実務と法的留意点

近年、経済社会の複雑化などを背景に、メンタルヘルスの不調を訴える労働者が増加する傾向にあります。そのため、職場におけるメンタルヘルス不調者対策は、企業にとって重要な経営課題の一つとなっています。企業には労働者に対する安全配慮義務があり、違反した場合には損害賠償責任に発展することもあります。しかし、メンタルヘルス不調は職場の問題だけではなく、家庭の事情など労働者の私生活が関係して発症することも多く、企業の担当者にはケースに応じて適切に対応することが求められます。今回は、それらメンタルヘルス不調者をめぐる労務管理の実務と法的留意点について解説と指導をいただきます。

## 講義内容 (予定概要)

1. 企業におけるメンタルヘルス問題の現状
2. メンタルヘルス不調者に対する実務対応
  - ①メンタルヘルス問題発生時の対応
  - ②私傷病休職制度の整備
  - ③休職期間中の留意点
  - ④復職場面における対応
  - ⑤休職期間満了時の留意点
  - ⑥復職後の対応
3. メンタルヘルス不調者をめぐる企業の責任
  - ①労災責任と民事責任
  - ②メンタルヘルス不調の労災認定
  - ③民事責任の内容
  - ④メンタルヘルス不調者の発生防止
4. 労働安全衛生法改正のポイント
5. その他、質疑応答

**場所** 神奈川県経営者協会 719会議室  
横浜市中央区山下町2 産業貿易センタービル7階

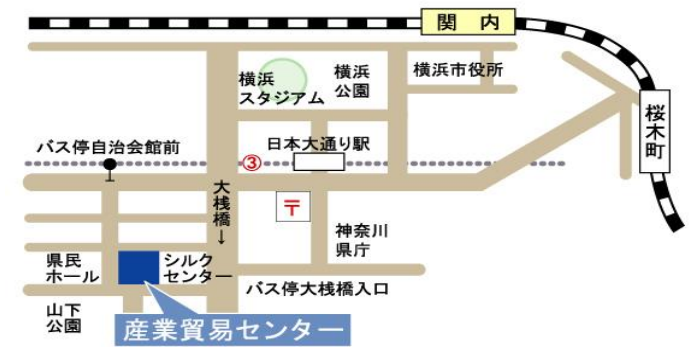
**講師** 中山・男澤法律事務所  
弁護士 増田 陳彦 氏  
(経営法曹会議所属)

【申込方法】 下記枠内にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。  
【定員】 先着30名。定員になり次第〆切らせていただきますので、お早目にお申し込みください。

**日時** 平成26年12月16日(火)  
14:00 ~ 16:30 (受付開始:13:30~)

**参加費** 労働法研究会員 : 無料  
当協会会員 : ¥5,000-  
非会員 : ¥10,000-  
※当研究会員の事業所であれば、代理の方でも、何名参加されても無料です。  
※すべてテキスト代・消費税込み

**会場案内** JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分  
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分



【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F  
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087, 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087 平成26年 月 日

〆切: 12月12日(金) 第157回労働法研究会<12/16(火)> 参加申込書

会社名		事業所名		いずれか該当に〇印	
				労働法研究会員・会員・非会員	
住所		TEL		FAX	
〒					
申込者氏名	申込者所属役職	申込者E-mail			
参加者氏名	参加者ふりがな	参加者所属	参加者役職		
上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。					

【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店営業部当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)